

寄附先を指定できる新たなふるさと納税制度の制定 について

○十七番（平井 一三君）登壇 自民党県議団の平井一三であります。通告に従いまして、寄附先を指定できる新たなふるさと納税制度の制定について質問をいたします。

ふるさと納税制度は、多くの国民に広く認知されるようになってきたところでもありますけれども、福岡県においても、ふるさと寄附金との名称で、県民生活の安定、安全、安心を向上させ、そのための取り組みとして活用されているところでもあります。

ふるさと納税制度は、成長して、生まれた故郷を離れても、その地域のために貢献したいといった気持ちを、寄附金として県にお寄せいただく制度であります。納税だけでなく寄附金税制の一環であるため制度設計が可能であり、一定以上の寄附をいただいた方にはお礼の品などを贈呈する特典を設けている自治体が多く見受けられます。最近はかなり立派なお礼の品を贈られる自治体もあり、少し違和感を覚えるところではありますが、県産品を広く全国に紹介していく手段としては、その効果が期待できるものと理解をしております。

しかし、その一方では、控除額ばかりがかさむなど、幾つかの課題もあります。例えば、市町村に直接寄附がなされた場合、寄附を受け取っていない都道府県が、県民税分も控除対象となるからであります。また、他の自治体が受けた寄附の業務については、当該自治体の収入にならないのに業務に当たらなければならないなど、自治体の税務が煩雑になるといった声も聞きます。また、この制度の目的の一つであった根本的な地方活性化や地方間格差を是正するための対策にはなっていないのではないかと聞いた声も聞かれるところでもあります。

福岡県のふるさと寄附金の受け入れ件数の状況は、平成二十年度から平成二十三年度の間はほぼ十件台でございましたけれども、平成二十四年度に約十

倍、さらに平成二十五年度はそのまた十倍と、急激に増加をしてみいました。

そこでお聞きをいたしますけれども、平成二十六年度の実績も踏まえ、平成二十年度からの寄附の集まりぐあいの推移をどのように分析しておられるのでしょうか。そして知事は、ふるさと寄附金制度におけるさまざまな課題を踏まえた中で、この制度を、今後さらに発展させていかれるのか、考えをお聞きをいたします。

次に、寄附金の使途についてお聞きをいたします。現在、県では集まった寄附金を、例えば、活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出、あるいは子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけることなど、十本の取り組みを掲げて、寄附の申し込み時に応援したい取り組みを選択してもらうようになっております。しかし、どの程度寄附をされる方の思いが反映されているのか気になるところであります。現在の制度ですと、おおよそ寄附金から二千円を引いた額が確定申告の税金控除で返ってきますし、お礼の品をもらえば、寄附した額のほとんどが戻ってくるような計算となりますので、あえて使途に対するこだわりを持つ必要もないのかなど、このように思うところであります。

そこで、県のふるさと寄附金の使途についてお聞きをいたします。寄附されたお金は、どのような流れで使われているのでしょうか。本来、県税や地方交付税から充当され、実施されるべき事業に対して、寄附金はその一般財源のかわりに充当されているのかどうかを確認をいたしたいと思えます。

また、これまでの取り組みの中で、一般財源を使って実施すべき政策、施策とは別に、ふるさと寄附金を使って実施した事業にはどのようなものがあるかをお聞きをいたします。

寄附金が、福岡県の一般会計予算一兆七千億のうちの一部として繰り入れられたとしても、県事業の推進に使われているので、十分にふるさとに貢献しているからそれでよいという考え方もあります。しかし、我々が寄附をしようと動機づけさせられるのは、より具体的な活動組織、施設、取り組んでいる事業などを対象に、役に立ってもらいたい、応援したいとの思いがあるからだと思っております。そのためには、寄附先の指定ができる制度が必要となります。具体的な寄附先としては、高校や大学などの教育機関、研究施設、社会福祉施

設、災害の被災地、NPO団体などが考えられます。この中で、例えば学校現場においては、日本の将来を担う人材の育成のためにクラブ活動、国際交流を初めいろいろな行事が実施をされております。この活動を支える資金は、県予算、保護者の校納金等で賄われておりますが、このほかの担い手として、同窓会や学校を応援する地域の方々からの寄附金が期待されているところであります。また、災害の場合は、国や県が実施する被災した施設や構造物の復旧工事以外にも、被災地域の産業の再生、住民の方の生活支援など、被災した人や地域がもとの生活を取り戻すための復旧、復興支援も重要となります。この復興支援として、寄附先の指定が求められるところであります。

ふるさと納税、ふるさと寄附金の制度は、広く国民に親しまれる制度となりました。その手続方法につきましても、パンフレットや県のホームページ等で広報されるなど、寄附の申し込みから払い込み、税金控除の手続まで、広く国民に理解され、寄附をすることが大変身近に感じられるようになってきたと思われまます。この制度を使って、寄附をする側と、寄附を受ける側との距離を縮め、それぞれの思いに沿った寄附活動が進展されていくことを願ってやみません。

ふるさと寄附金は、寄附金税制の一環であるため、ある程度の税制設計が可能であると思っております。私は、この全国的に広まった制度をさらに拡充し、寄附行動に結びつく動機づけが期待される、寄附先の指定ができる新たなふるさと寄附金制度の制定が必要であると考えておりますが、知事の見解をお聞かせください。

お礼の品に心を奪われることなく、真に応援したい人、応援したい団体へ、多くの県民がごく当たり前の行動として寄附をする、そのような寄附の文化が醸成されることを祈念して、質問を終わります。（拍手）

○知事（小川 洋君）登壇 お答えを申し上げます。

まず初めに、ふるさと寄附金の現況と今後についてでございます。ふるさと寄附金制度は、平成二十年度に創設をされました。本県の受け入れ状況でございますけれども、私が知事に就任しました二十三年度当時までは、実績を公表している他県と比較いたしまして、金額、件数ともに最下位、あるいは最下位に近い状況でございました。このため、平成二十四年度からでございますが、

それまでの県のホームページやテレビによる広報に加えまして、県外で開催をしております県人会、あるいは経営トップ懇談会におきまして、私自身直接本県の重点施策を説明しながら、ふるさと寄附金を呼びかける取り組みを実施してきております。また、一万円以上寄附をされた方に対しましては、県産品を贈呈することといたしております。これは広く県産品のPRにもつながるものでございますから、魅力ある贈呈品の選定に努め、またその内容も拡大してきているところであります。

このような取り組みの結果、平成二十三年度には十件、三十五万円の受け入れでございましたが、二十四年度には百十四件、二百六万円、二十五年度には千百七十五件、千三百五十四万円と大きく伸びております。また、二十五年度の全国順位は、四十五道府県中件数で六位、金額で二十一位となっているところであります。さらに、平成二十六年度につきましては、一層多くの寄附が寄せられているところでございまして、十一月末現在におきまして、二十五年度同時期と比較して件数、金額ともに二倍となっている状況でございます。

ふるさと寄附金制度は、ふるさとを応援したいという寄附者それぞれのとうといお気持ちを税制面で支援するものであります。また、我が国になじみの薄い寄附文化を醸成するという観点からも、意義のあるものだというふうに、私自身考えております。これからも、一人でも多くの方々から寄附をしていただけるよう、福岡県の魅力を挙げ、福岡県の応援団をふやしていきたいと考えております。

次に、ふるさと寄附金の使途についてお尋ねがございました。寄附金の申し込みの際に、寄附者の方々に、総合計画に掲げております十項目の政策分野の中から応援したい分野を選んでいただき、分野ごとに集計をいたしました寄附金額を、各分野の一般財源として充当させていただいております。平成二十六年十一月末現在の寄附金受け入れ額、約千二百七十万円の分野ごとの充当先でございますけれども、まず、子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること、この分野に二百六十万円余、安心して子育てができること、この分野に百三十万円余、災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること、これに七十万円余などとなっております。なお、特に選択をしないと意思表示をされた寄附につきましては、県政全般の取り組みに活用させていただいております。これには五百三十万円余を充てさせていただいております。また、子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること、この分野に関連いたしまして、ある寄附者の方から、外国の大学に留学する青少年を奨学金で支援したいとのお申し出がございまして、御意向に沿って寄附金を、今既に予算歳出項目にあります、福岡県アンビシャス外国留学支援基金に積み立てさせていただいております。当該奨学金事業に活用させていただくことにし

ております。

最後に、寄附先が指定できる新たな制度についてお尋ねがございました。ふるさと寄附金は、今申し上げましたように、本県が予算措置をした事業の財源として活用させていただいております。これまでは、先ほど申し上げましたように、申し込みの際に、寄附者の方々に総合計画に掲げております十の政策分野の中から、応援したい分野というものを選んでいただいておりますけれども、ふるさと寄附金が一般財源となりますことから、歳出のあり方など制度上の問題というのがあるわけではありますが、それも踏まえながら、寄附者の御意向がより具体的に反映されるよう、申込書が工夫できないか検討させていただきます。